

NO! 授業妨害

大学では、授業や就職活動など、社会人としてのマナーが求められます。自分では、マナー違反ではないと思っても、その行為が周囲の人の迷惑になることがあります。

無意識のうちに授業妨害をしていませんか？

授業妨害とは、授業中の私語、遅刻、離席、不要なスマホ操作等が該当します。九州共立大学では、全ての学生が集中して勉学に励むことができるように取り組んでいます。授業妨害等を行った学生は、大学のルールに基づき、厳しく対処します。



私語

私語は、「授業内容が聞き取れない」「集中できない」「気が散る」と、周囲の学生の学修を妨げる迷惑行為です。授業でわからないことがあれば、授業終了後に先生や友人に尋ねましょう。

不要なスマホ等の操作

授業中は、スマホの電源を切る、鞆にしまうなど、授業に不要な物は机の上に出さないように心掛けましょう。また、担当教員の許可なく、スマホ等で授業の撮影・録音する行為およびSNSに掲載する行為は禁止です。

遅刻・途中離席

授業中であることを全く気にせず、教室に出入りする学生がいます。授業の途中で教室に出入りする行為は、授業の進行にも影響を与える迷惑行為です。トイレや気分が悪くなった場合は挙手をし、担当教員へ理由を伝えましょう。

■授業妨害を行った場合

- ① 教員から複数回注意を受けた場合は、教室から退室させることとする。
- ② 退室を指示された授業は、「欠席」とする。
- ③ 授業態度の改善が見込めない場合は、成績評価を「失格」とする。

■その他、出欠席に関する不正行為を行った場合

- ① 出欠席に関する不正行為を発見した場合は、該当する授業回を「欠席」とする。
- ② 本行為が悪質な場合は、該当する授業を「失格」とし、懲戒処分の対象とする。